第３章　退職所得の源泉徴収票・特別徴収票

１　提出する必要がある方

令和８年中に退職手当、一時恩給その他これらの性質を有する給与（社会保険制度に基づく退職一時金やいわゆる企業年金制度に基づく一時金で退職所得とみなされるものも含みます。以下「退職手当等」といいます。）を支払った方です。ただし、死亡退職により退職手当等を支払った場合は、相続税法の規定による「退職手当金等受給者別支払調書」を提出することになりますので、この「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」を提出する必要はありません。

【退職所得の源泉徴収票・特別徴収票の提出範囲】

令和８年中に支払が確定した退職手当等のすべて

【令和８年分以降の提出範囲について】
これまでは法人の役員に対して支払う退職手当等についてのみ提出が必要でしたが、提出範囲が拡大しました。

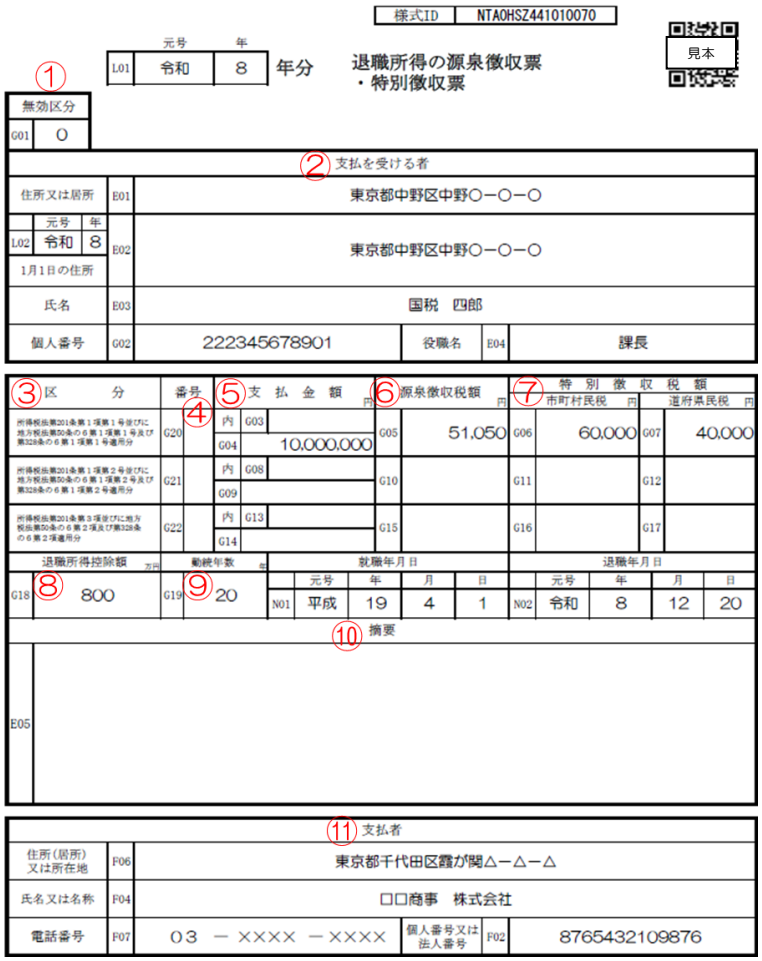

２　各欄の記載要領

記　載　欄　名	記　載　す　べ　き　事　項
①　無効区分	新規分、追加分または訂正分として提出する場合は「０（ゼロ）」を、無効分として提出する場合は「１」を記載してください。 （注）１　法定調書の訂正・追加の方法について、詳しくは、33 ページ「第９章　法定調書の訂正・追加について」を参照してください。 ２　受給者交付用には、この欄はありません。
②　支払を受ける者	**【住所又は居所】欄** 「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」を作成する日の現況による住所又は居所を記載してください。

<table>
<tr><th>記 載 欄 名</th><th>記 載 す べ き 事 項</th></tr>
<tr><td>② 支払を受ける者（つづき）</td><td>【令和８年１月１日の住所】欄
令和８年１月１日現在の住所を記載してください。
【役職名】欄
役職名は、退職時の役職名を記載してください。
【個人番号】欄
受給者のマイナンバーを記載してください。
（注） 受給者に交付する源泉徴収票には、マイナンバーは記載しません。</td></tr>
<tr><td>③ 区分</td><td>【上段】
受給者が提出した「退職所得の受給に関する申告書」に、令和８年中に受けた他の退職手当等がない旨の記載がある場合に使用します。
【中段】
受給者が提出した「退職所得の受給に関する申告書」に、令和８年中に受けた他の退職手当等がある旨の記載がある場合に使用します。
【下段】
受給者から「退職所得の受給に関する申告書」の提出がないため、100 分の 20.42 の税率を適用して所得税及び復興特別所得税を源泉徴収する場合に使用します。</td></tr>
<tr><td>④ 番号</td><td>支払った退職手当等が次の区分に該当する場合、各区分に応じた番号を記載してください。いずれにも該当しない場合は空欄にしてください。
なお、退職手当等が「５」～「７」のいずれかの区分に該当する場合は、「摘要」欄にその経済的利益の価額を記載する必要があります。
●退職手当等の区分
<table>
<tr><th>区分</th><th>番号</th></tr>
<tr><td>所得税法第31条の規定により退職手当等とみなされる一時金（「２」の一時金を除く）の場合</td><td>1</td></tr>
<tr><td>確定拠出型年金（DC）の老齢給付金として支払われる一時金の場合</td><td>2</td></tr>
<tr><td>特定譲渡制限付株式（※１）又は承継譲渡制限付株式（※２）の譲渡についての制限が解除されたことにより受けた経済的利益（譲渡制限株式（RS）に係る経済的利益）に該当する場合</td><td>3</td></tr>
<tr><td>発行法人から与えられた有利な条件等により発行された新株予約権等の行使により取得した株式の取得に係る経済的利益（ストックオプション（SO）権利行使益）に該当する場合</td><td>4</td></tr>
<tr><td>一般的退職手当等（※３）と「３」の経済的利益の合計から成る場合</td><td>5</td></tr>
<tr><td>一般的退職手当等（※３）と「４」の経済的利益の合計から成る場合</td><td>6</td></tr>
<tr><td>一般的退職手当等（※３）と「３」の経済的利益と「４」の経済的利益の合計から成る場合</td><td>7</td></tr>
</table>
※１ 「特定譲渡制限付株式」とは、個人が法人に対して役務の提供をした場合において、その役務の提供の対価として譲渡制限付株式であってその役務の提供の対価としてその個人に生ずる債権の給付と引換えにその個人に交付されるものその他一定の要件を満たすものをいいます。
※２ 「承継譲渡制限付株式」とは、次の譲渡制限付株式をいいます。
イ 合併によりその合併に係る被合併法人の特定譲渡制限付株式を有する者に対し交付されるその合併に係る合併法人の譲渡制限付株式又はその合併の直前にその合併に係る合併法人とその合併法人以外の法人との間にその法人による完全支配関係（法人税法第２条第 12 号の７の６に規定する完全支配関係をいいます。ロにおいて同じです。）がある場合におけるその法人の譲渡制限付株式
ロ 分割型分割によりその分割型分割に係る分割法人の特定譲渡制限付株式を有する者に対し交付されるその分割型分割に係る分割承継法人の譲渡制限付株式又はその分割型分割の直前にその分割型分割に係る分割承継法人とその分割承継法人以外の法人との間にその法人による完全支配関係がある場合におけるその法人の譲渡制限付株式
※３ 「一般的退職手当等」は、「１」～「４」のいずれにも該当しない退職手当等をいいます。</td></tr>
</table>

記 載 欄 名	記　載　す　べ　き　事　項
⑤　支払金額	令和８年中に支払の確定した退職手当等の金額を記載してください。 この場合、「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」の作成日現在で未払のものがあるときは、その未払額を内書きしてください。
⑥　源泉徴収税額	令和８年中に源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の合計額（⑤支払金額に対応する税額）を記載してください。 （注）　源泉徴収票の作成日現在で未払の退職手当等があるため源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税を徴収していないときは、その未徴収税額を「摘要」欄に記載してください。
⑦　特別徴収税額	令和８年中に特別徴収すべき地方税の税額（⑤支払金額に対応する税額）を記載してください。
⑧　退職所得控除額	退職手当等に対する源泉徴収税額の計算に当たり控除した金額を記載してください。
⑨　勤続年数	退職手当等に対する源泉徴収税額の計算の基礎となった勤続年数を記載してください。 （注）　勤続年数に１年未満の端数が生じたときは、これを１年として計算します。
⑩　摘要	(1)　退職手当等が、④番号の「５」～「７」の区分に該当する場合には、その経済的利益の価額を記載してください。 (2)　⑨勤続年数で記載した勤続年数の計算の基礎を記載してください。 (3)　自己が支払う退職手当等又は下記(4)の他の退職手当等の金額に、短期退職手当等又は特定役員退職手当等の金額が含まれる場合には、短期退職手当等又は特定役員退職手当等の金額、短期勤続年数及びその計算の基礎又は特定役員等勤続年数及びその計算の基礎を記載してください。 （注）１　短期退職手当等とは、短期勤続年数に対応する退職手当等として支払を受けるもので、特定役員退職手当等に該当しないものをいいます。 ２　短期勤続年数とは、所得税法施行令第 69 条第１項第１号の規定により計算した退職手当等に係る勤続期間（調整後勤続期間）のうち、「役員等以外の者として勤務した期間」により計算した勤続年数（１年未満の端数がある場合はその端数を１年に切り上げたもの）が５年以下であるものをいいます。 ３　特定役員退職手当等とは、役員等としての勤続年数が５年以下である方が、その役員等勤続年数に対応する退職手当等として支払を受けるものをいいます。 ４　一般退職手当等（短期退職手当等及び特定役員退職手当等以外の退職手当）、短期退職手当等又は特定役員退職手当等のいずれか２以上が支給され、かつ、それぞれの勤続期間に重複する期間がある場合は、その重複勤続年数又は全重複勤続年数も記載してください。 (4)　受給者が提出した「退職所得の受給に関する申告書」に令和８年中に支払を受けた他の退職手当等がある旨の記載がある場合には、その支払を受けた他の退職手当等の支払者の氏名又は名称並びにその支払を受けた他の退職手当等に係る支払金額、勤続年数、源泉徴収税額（所得税及び復興特別所得税の合計額）及び特別徴収税額を記載してください。 (5)　次のイ又はロに該当するときは、これらの期間を今回の退職手当等の計算の基礎に含めた旨、含めた期間、退職所得控除額の計算上控除した金額の計算の基礎を記載してください。 イ　令和７年以前に、支払者のもとにおいて勤務しなかった期間に他の支払者のもとに勤務したことがあり、かつ、その者から前に退職手当等の支払を受けている場合において、当該前の退職手当等の支払者のもとに勤務した期間を今回の退職手当等の計算の基礎とした期間に含めたとき。 ロ　令和７年以前に、受給者に退職手当等を支給している場合において、当該前の退職手当等の計算の基礎とした期間を今回の退職手当等の計算の基礎とした期間に含めたとき。 （注）１　(5)のイ又はロの「前に支払を受けた退職手当等」に短期退職手当等が含まれる場合は、前の退職手当等に係る勤続期間のうち短期勤続期間、短期退職所得控除額の計算上控除した金額の計算の基礎を記載してください。

記載欄名	記載すべき事項
⑩ 摘要 （つづき）	2　短期勤続期間とは、短期退職手当等につき所得税法施行令第 69 条第１項各号の規定により計算した期間をいいます。 3　⑸のイ又はロの「前に支払を受けた退職手当等」に特定役員退職手当等が含まれる場合は、前の退職手当等に係る勤続期間のうち特定役員等勤続期間、特定役員退職所得控除額の計算上控除した金額の計算の基礎を記載してください。 4　特定役員等勤続期間とは、特定役員退職手当等につき所得税法施行令第 69 条第１項第１号及び第３号の規定により計算した期間をいいます。 ⑹　令和８年中に支払を受けた退職手当等に係る勤続期間等の一部が、令和４年から令和７年までの間に支払を受けた退職手当等に係る勤続期間等と重複している場合（前記⑸に該当するときを除く。）などについては、勤続期間等が重複している旨、重複している部分の期間、その期間内に支払を受けた退職手当等の収入金額、退職所得控除額の計算上控除した金額の計算の基礎を記載してください。 （注）　令和８年中に支払を受けた退職手当等に短期退職手当等又は特定役員退職手当等が含まれる場合で、その短期勤続期間又は特定役員等勤続期間が令和４年から令和７年までの間に支払を受けた退職手当等に係る勤続期間等と重複している場合には、その重複している期間、短期退職所得控除額又は特定役員等退職所得控除額の計算上控除した金額の計算の基礎を記載してください。 ⑺　障害者となったため退職したことにより 100 万円を加算した額の控除を受けた方については、「(障)」の表示をしてください。
⑪ 支払者	退職手当等を支払った方の住所（居所）又は所在地、氏名又は名称、電話番号及びマイナンバー又は法人番号を記載してください。 （注）　受給者に交付する源泉徴収票には、マイナンバー及び法人番号は記載しません。

３　その他の注意事項

「退職所得の源泉徴収票」、「退職所得の特別徴収票」は同じ様式です。
税務署や市区町村への提出に当たっての注意事項は次のとおりです。

	「退職所得の源泉徴収票」	「退職所得の特別徴収票」
提出範囲	19 ページ【退職所得の源泉徴収票・特別徴収票の提出範囲】を参照	
提出先	退職手当等の支払事務を取り扱う事務所、事業所などの所在地を所轄する税務署	受給者の令和８年１月１日現在の住所地の市区町村
提出期限	退職後１か月以内（※１）	退職後１か月以内（※２）
提出部数	１部（※２）	１部（※２）
受給者への交付	「提出範囲」にかかわらず、退職後１か月以内に全ての受給者に交付（※３）	

※１　「退職所得の源泉徴収票」については、令和８年中に退職した受給者分を取りまとめて令和９年２月１日までに提出しても差し支えありません。

※２　「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」は税務署提出用、市区町村提出用、受給者交付用の３枚作成していただく必要があります。ただし、市区町村提出用については、eLTAX による提出方法が整備されるまでの間、作成・提出を省略することができます。

（注）非居住者の方に退職手当等を支払った方は、「非居住者等に支払われる給与、報酬、年金及び賞金の支払調書」を提出してください。詳しくは、37 ページ非居住者又は外国法人に対して給与・報酬等の支払をする場合の支払調書の提出について を参照してください。

※３　「退職所得の源泉徴収票」及び「退職所得の特別徴収票」をそれぞれ作成している場合、特別徴収税額が課されない受給者に対しては、その方からの請求がなければ、「退職所得の特別徴収票」を交付することを要しません。

（注）１　「退職所得の源泉徴収票」は、書面による交付のほか、電磁的方法による提供（電子交付）をすることができます。
詳しくは、35 ページ給与所得の源泉徴収票等の電磁的方法による提供について を参照してください。

２　所得税の確定申告書を提出する場合には、退職所得の金額を含めて申告する必要がありますので、受給者に周知をお願いします。